

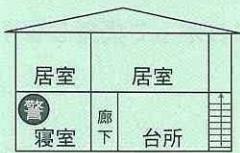
■住宅用火災警報器の種類

現在市販されている住宅用火災警報器は、大きく分けて「煙」に反応する煙式タイプと「熱」に反応する熱式タイプの2種類があります。また煙式タイプには、光電式とイオン式があります。

今回義務化された、寝室などへ設置する火災警報器は「煙式で光電式」と決まっています。

住宅用火災警報器設置例

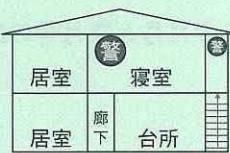
2階建住宅設置例



↑ 寝室が1階に一室のみの場合

平屋建住宅設置例

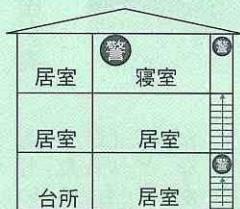
↑ 寝室が一室のみの場合



↑ 寝室が2階に一室のみの場合

← 寝室が1階と2階に各一室の場合

3階建住宅設置例



↑ 寝室が3階に一室のみの場合



↑ 寝室が1階に一室のみの場合



↑ 寝室が1階及び3階の場合



↑ 寝室が2階に一室のみの場合

1階に7m²以上の居室が5以上ある住宅設置例



↑ 寝室が2階に一室のみの場合



* 警は、火災警報器の設置が必要な場所

◎ 警報器の点検は、個人で容易に行うことができま
す。点検業者に依頼しな
ければできない作業では
ありません。また、業者
による法点検の必要はあ
りません。

今回義務化された、寝室などへ設置する火災警報器は「煙式で光電式」と決まっています。

この義務化は、住宅火災から人命を守ることを目的とし、火災の発生をいち早く住居者に知らせる手段として行われます。このため、寝室や階段等で使用する場合、熱

性物質を利用して火災（煙）の発見をしています。このため廃棄が困難という点から、光電式の火災警報器の設置が決められました。なお、現在日本国内ではイオン式の火災警報器は製造されていません。

義務化された設置場所へ設置する火災警報器は、細かく規格が決められています。このため、日本消防検定協会が鑑定したNSマークの付いた警報器を選びましょう。

式タイプでは火災がある程度あり、火災の初期状態の煙で反応する煙式を設置することになりました。また、先述したとおり煙式の警報器には光電式とイオン式がありますが、イオン式は極めて微弱な放射

になりました。また、先述したとおり煙式の警報器には光電式とイオン式がありますが、イオン式は極めて微弱な放射

され、火災警報器は、電器店や防災設備取扱店、ホームセンタなどで購入できます。現在販売されている壁掛け式の乾電池を使用するものは5~6千円で販売されています。また、耐用年数が10年の中でも定価約1万2千円程度で販売されています。

火災警報器を設置したからといって、火災がなくなるわけではありません。しかし火災が発生した場合、逃げおくれや初期消火の大きな助けになることは間違ありません。義務化されるのは、既存住宅では約3年後ですが、早めの設置をお願いします。

■警報器は最終手段

火災警報器を設置したから

といつて、火災がなくなるわけではありません。しかし火

災が発生した場合、逃げおけではありません。しかし火

れや初期消火の大きな助けになることは間違ありません。

義務化されるのは、既存住宅

では約3年後ですが、早めの設置をお願いします。

悪徳商法には注意しましょう

今回住宅用火災警報器の義務化が行われるにあたり、多くの悪質な訪問販売

の被害が心配されます。次

の点に注意し被害に遭わないよう注意しましょう。

◎ 消防署では、住宅用火災警報器の販売はしません。

● 問い合わせ先
島田市・北榛原地区
衛生消防組合
島田消防本部予防課
☎ 0119-37-0119

◎ 住宅用火災警報器は、フックにかけたり、ビスで留めるだけなど、個人で

容易に取り付けできる物もあります。業者に工事を頼むときは、事前に見積もりを取り、工事内容をよく確認して納得してから依頼してください。